

公募型プロポーザル方式による市有財産売払に係る

プレゼンテーションの留意事項について

1. プレゼンテーションの実施日時

平成31年3月11日(月)午後1時～(参加申込順)

阪南市役所隣り 防災コミュニティセンター1階研修室にて行います。

2. プレゼンテーションの実施内容に関する事項

- ①プレゼンテーションは、先に提出した「企画提案書」の内容のみとします。
- ②プレゼンテーションの形態は任意とします。
- ③ プレゼンテーション及び質疑は、「A社」、「B社」等、事業者名を伏せて行います。
- ④プレゼンテーションは、パネル、パソコン、及びプロジェクター等機材の使用について認めます。ただし、必要な機材はプレゼンテーション参加者において準備して下さい。この場合に提案者が判別できるような記載等(会社名・会社ロゴ・個人名等)は一切しないで下さい。なお、スクリーンと延長コードは本市で用意しますので、プレゼンテーション参加者は任意で利用できますので、事前にお申出ください。
- ⑤プレゼンテーションに必要な機材のプレゼンテーション会場への搬入・設定の時間は5分以内とし、完了次第速やかにプレゼンテーションを開始して下さい。
- ⑥プレゼンテーションの時間は、各プレゼンテーション参加者につき30分以内とし、その後10分程度の質疑応答時間を設けるものとします。
- ⑦説明時間は公平性を確保するため30分を厳守することとし、25分経過の時点で予告を行い、30分経過の時点で中止とします。

⑧プレゼンテーション終了後は、速やかにプレゼンテーション会場から退出して下さい。機材を搬入している場合は5分以内に機材を撤収して下さい。

3. プレゼンテーション実施時の注意事項

- ①プレゼンテーションにおいて、選定委員会の構成員及び事務局に対するプレゼンテーション参加者からの質問は受け付けません。
- ②プレゼンテーション会場において説明及び質疑応答を実施している間に会場から退室したプレゼンテーション参加者は、再びプレゼンテーション会場に入場することはできないものとします。
- ③プレゼンテーション参加者は、プレゼンテーションの状況を録画あるいは録音してはならないものとします。

4. その他の事項

- ①プレゼンテーションは、非公開で実施します。 関連文書に関し、情報開示の請求が行われた場合は、本市情報公開条例に基づいて取り扱うものとします。
- ②プレゼンテーション中に、上記留意事項を遵守しない場合、または、プレゼンテーションの円滑な実施及び公正かつ公平な審査を妨げると認められる場合には、そのプレゼンテーション参加者をプレゼンテーション会場から退出させることができるものとします。
- ③その他「公募型プロポーザル方式による市有財産（旧家電量販店建物）の売却募集要項」に記載の内容を充分把握の上、ご参加下さい。

お問い合わせ先

阪南市役所総務部行政経営室

TEL 072-471-5678 内線2538